

II (財) 日本医療機能評価機構の評価の普及

財団法人日本医療機能評価機構の概要

○(財)日本医療機能評価機構の設立経緯等

平成6年9月 「病院機能評価基本問題検討会」の報告→第三者機関による評価の必要性
平成7年7月 (財)日本医療機能評価機構設立
平成9年4月 2年間の試行、運用調査を経て事業本格化
平成14年4月 新しい審査体制に基づき、新評価項目で審査開始

○評価機構の事業

- ①病院機能評価事業
- ②病院機能改善支援事業（機能評価に関する相談、助言、予備審査）
- ③評価調査者（サーベイサー）の養成事業
- ④医療機能評価に関する研究・開発事業
- ⑤医療機能評価に関する普及・啓発事業

○病院機能評価事業

- ・第三者機能評価の受審を希望する各医療機関からの申請に基づき実施。
- ・評価調査者（サーベイサー）は診療、看護、および事務部門の長を経験した、機構の実施する研修の修了者より構成される。
- ・各評価項目が評価部会・委員会で了承を得れば認定証を発行。有効期間は5年間。

医療機能評価機構の最近の動き

- ◇ 国民に対する医療機関情報の提供の充実という観点から、受審数の促進が必要。
- ◇ 厚生労働省では、サーベイラーの養成に対する支援を行いながら、平成18年度の受審機関を2,000とする目標を設定。
- ◇ 本年4月に行った広告規制緩和の結果、現在、日本医療機能評価機構の行った病院機能評価の評価結果について広告可能。
- ◇ 医療機能評価機構において、審査結果報告書の評価判定結果（中項目の評点）等について、同機構より情報提供を行うことを検討中（ただし、情報提供を求めない医療機関については、行わない）。